

『電話や情報通信機器を用いた診療等に係る 特例措置終了』のお知らせ

令和 5 年3月31日付け厚生労働省保険局からの通達により、5月8日以降新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、**外来診療で特例的に認められていた、医師が判断した患者様に対して行っていた電話診療やそれによる 処方箋の発行は、令和5年7月31日をもって終了になります。**

なお、当院では情報通信機器を用いた診療は行っていないため、8月1日からは診療時間内にご来院の上、医師との対面での診療のみとなります。

ご理解、ご協力をお願い申し上げます。